

志摩高等学校いじめ防止基本方針（令和 7 年度）

1 はじめに

- ・「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ・本方針は、いじめ防止のための対策に関し、基本的な考え方を定め、学校の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が健やかに成長し安心して生活できる学校をつくることを目的として、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、三重県の「三重県いじめ防止条例」「三重県いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめ防止のため日頃から学校教育全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性をはぐくむことにより、生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成するものである。
- ・学校が行ういじめ防止等の対策については、いじめが、いじめ後遺症など、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう取り組むものとする。
- ・いじめへの基本的対応としては、未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処できるように取り組む。
- ・いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを共通認識し、学校を中心に関係者が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

- ・学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。その構成員は、校長、教頭、生徒指導主任及び係、生徒会、相談係、各学年主任、人権教育担当とし、必要に応じて教務主任、養護教諭、当該担任・クラブ顧問等も加わるものとする。また必要であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者等の外部専門家等も校長の指示のもと構成員として加わるものとする。
- ・いじめ防止委員会は、いじめ防止のため、志摩高等学校いじめ防止基本方針を策定し、毎年度末にその見直しと確認を行う。また、策定した基本方針については年度当初に教職員、生徒、保護者、地域等への周知など、さまざまな方法によって積極的に情報発信を行う。
- ・いじめ防止委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むため、社会体験活動や公開授業、学期に 1 回以上のアンケート調査や教育相談等を含めたいじめ防止対策および教職員への研修や保護者への啓発が適切に実施されるよう年間計画を定めるものとする。また、いじめ防止委員会が適切にいじめ防止

対策の進捗状況を把握できるよう、委員会の開催予定についても年間計画に定めることとする。

- ・いじめ防止委員会は、個別面談の進捗状況を把握し、教育相談の相談事例の集約、チェックリストを活用した教職員や生徒等からの情報集約を行い、必要に応じて委員会を開催する。
- ・いじめの認知はいじめ防止委員会を通じて行うものとし、委員会は、いじめの疑いがあるような行為が発見された時には、速やかに必要な調査を行い、事実関係の有無を確認して認知を行う。認知したいじめについては、必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を受けつつ、保護者との連携のもと、被害側生徒へのケアや加害側生徒への適切な指導を行うものとし、その結果を「いじめ対応情報管理システム」により県教育委員会生徒指導課に報告する。また、全教職員に必要な情報を提供するものとする。
- ・いじめ防止委員会は、いじめに対する学校の組織的対応の中核を担い、当該いじめの解消に至るまで委員会を中心として対応する。
- ・学校の行ういじめ防止等に係る対策については、学校評価に位置づけ、取組評価をし、達成度を測定する。

(別紙1) 校内指導体制

4 生徒指導（教育相談）体制

- ・学校は、生徒のいじめの実態を把握し、いじめが行われにくい学校づくりに資するため、学期に1回以上のアンケート調査を行い、いじめ防止委員会に報告するとともに個別面談等の必要な対応を行う。また、学習端末等を活用して随時、生徒のいじめに関わる相談を受け付ける環境を整備する。
- ・学校ホームページに保護者向けいじめ気づきチェックリストや保護者用相談フォームを掲載し、保護者が学校に相談しやすい環境を整える。
- ・学校は、スクールカウンセラーや教育相談専門員等の活用を図るとともに、機に応じた一斉個別面談をいじめ防止のための年間計画に位置づけて実施するなど、教育相談体制の確立に努める。
- ・学校は、外部機関等の電話相談窓口の周知を図り、いじめを訴えやすい体制を整える。

5 未然防止の取組

- ・いじめ防止委員会は、いじめの防止に資するため、全ての教育活動に通じた道徳教育の充実を図る。また、全ての生徒が学習を通じて絆を深め合い、安心して学校生活を送るため、自らが規範を守り行動するという自律性を育むとともに、教員の授業力の向上のために公開授業を計画的に実施し、わかる授業づくりを実践して生徒の自己肯定感を育む。
- ・いじめ防止委員会は、教職員に対するいじめを取り扱った研修その他の啓発を定期的に計画して実施する他、PTAや地域の関係団体等といじめ問題や学校基本方針について話し合う場を設けるなど、家庭や地域に対する連携や啓発のための活動を行う。また、「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用するなど、家庭と学校が連携して生徒の悩みや不安をいち早く把握するように努める。
- ・学校は、自分の気持ちを上手く伝えることができない生徒がいることを考慮し、子どもアドボケイトの制度や活用方法などについて教職員で共通理解を持ち、適切な対応を行う。
- ・学校は生徒に対し、自分の思いをくみ取り周囲に働きかけを行う大人(子どもアドボケイト)の存在と、子どもアドボケイトが必要と感じたら身近な大人(保護者、先生、スクールカウンセラーなど)に伝えるよう、周知を行う。
- ・学校は、生徒や保護者から子どもアドボケイトの対応について相談を受けた場合は、校内での対応を検討するとともに、必要に応じて教育委員会生徒指導課に派遣要請を行う。
- ・学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう、

生徒や保護者に対して講演会等を行い、情報モラルや情報リテラシーを高めるための啓発に努める。

- ・学校は、入学時及び長期休業前には生徒・保護者に対し「生活の心得」を配布し、いじめ防止を目的とした啓発を行う。
 - ・学校は、生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識や、いじめを発見したときの対応方法を身につけるための学習を促進する。
 - ・学校は、人権教育活動の充実を図り、互いに認め合う集団づくりに努める。
 - ・学校は年度末に一年間の振り返りを行い、生徒の情報を適切に次年度に申し送る。
- 以上の事を円滑に実施する為、年間計画を別に定める。

(別紙2) 年間指導計画

(別紙3) いじめ早期発見のための気づきリスト

(別紙4) いじめ問題での子どもアドボケイトについて

6 早期発見の取組

- ・いじめ防止委員会は生徒の訴えや教職員からの情報等、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行い、生徒の実態把握に努めるものとする。
- ・いじめ防止委員会は、学期に1回以上のアンケートや個別面談等の実施後に集約と分析を行い、いじめが疑われる事例には、迅速かつ適切に調査を行うこととする。また、学習端末等を活用し、いつでも学校にいじめを伝えられる体制を整える。
- ・いじめ防止委員会は、いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒等への事実関係の聴取等を行い、実態を把握する。

7 いじめの対応

- ・いじめの発見や通報を受けた場合は、いじめ防止委員会を中心に速やかに組織的に対応し、教職員全員の共有理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組むとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめ防止委員会は、いじめの関係者間でトラブルが生じることのないようそれぞれの担当者を分けて対応したうえで、情報共有等に努めるとともに、いじめが解消に至るまでに必要な措置、支援を行う。
- ・いじめ防止委員会は、いじめ関係者の在籍校が異なる場合には学校間の連絡に努め、いじめが犯罪行為に該当する場合には、所轄警察署と連携して対処するなど適切に関係機関との連携を図るものとする。
- ・いじめの被害を受けた生徒や加害行為に至った生徒の背景を理解し状況を整理するうえで、子どもが自分の気持ちを上手く伝えられない場合は、子どもアドボケイト（子どもの声の代弁者）を活用し、適切な対応につなげる。

(別紙5) いじめ発生時の組織的対応

8 再発防止の取組

- ・いじめは子どもの健全な成長・発達を阻害し、いじめを受けた生徒の心身に大きな傷を与えることがある。いじめが解消しても、いじめられた子供の心身に後遺症が残る可能性があることを教職員は認識し、適切な対応を行う。

(別紙6) 「いじめの後遺症」について

9 重大事態への対処

- ・本項で言う「重大事態」とは、以下のような事態を指すものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※「生命、心身又は財産に重大な被害」の例
生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等。
- ※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」の「相当の期間」とは、不登校の定義をふまえ、30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合には、欠席日数が30日に満たなくとも重大事態として迅速に調査に着手する。
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、学校の判断に関わらず、重大事態として報告・調査等にあたる。生徒が退学や転学、休学を申し出た場合には、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、直ちに県教育委員会に報告する。
- ・重大事案が発生した際には、県教育委員会に緊急報告を行う。県教育委員会によって、その事案の調査の主体等が判断される。
- ・学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止委員会を中心に当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えた調査組織を設置し、必要な関係機関等の支援を得て行うものとする（第三者委員会を立ち上げる場合もある）。
 - ・調査は事実と向き合うことで当該事態への対処や同種の発生防止を図ることを目的とし、重大事態に至る要因となったいじめ行為について、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。被害生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害生徒を全力で守ることを最優先とし、実施可能な調査を被害生徒や保護者と協議する。その際には、保護者だけでなく生徒の意向を確認する機会も確保する。
- ・調査を実施する前に、被害生徒・保護者に対し①調査の目的・目標②調査主体（組織の構成、人選）③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）④調査事項（いじめの事実関係、県教育委員会及び学校の対応等）⑤調査対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）⑥調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）⑦調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）の事項について説明を行う。説明を行う主体は、状況に応じて判断する。なお、上記①～⑦については、加害生徒及びその保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見を聞き取る。
- ・調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して説明するが、その際、関係者の個人情報に十分に配慮して適切に情報を提供する。調査結果については、三重県知事に報告する。調査の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。また、被害生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。
- ・当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められる場合は、調査の結果について再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による付属機関を設けて行われる。

（別紙7）重大事態発生時の報告・調査

(別紙 1) 校内指導体制

志摩高等学校いじめ防止基本方針

策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導係、各学年主任、人権教育係、養護教諭

※その他必要に応じて、スクールカウンセラー、学校医などの外部専門家等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消に向けた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針

年間計画等

情報等の報告

連携促進

未然防止

- 道徳教育の充実
- 自律性の育成
- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・公開授業の実施
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
 - ・いじめ防止のための運動実施
- 人権教育の充実
 - ・人権 LHR の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・外部講師による講演の実施
- 校内研修の実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察、養護教諭による情報
 - ・学習端末の活用を含む生徒、保護者、地域からの情報
 - ・学期に 1 回以上のアンケート調査実施
 - ・いじめ気づきチェックリスト活用
- 教育相談体制の充実
 - ・個別面談の定期実施
 - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
 - ・いじめ相談機関の周知
 - ・保護者用相談フォームの設置
- 情報の共有
 - ・情報交換会の定期実施
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・PTA 活動の充実
- ・学年、学校だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待 等

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請 等

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携 等

(別紙2) 年間指導計画

月	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
4	・学校いじめ防止基本方針の確認と校外への周知 ・年間指導計画作成	・中学校との情報交換 ・新入生情報共有 ・新入生オリエンテーション	・いじめ相談機関の周知 ・生活心得の配布 ・個別面談 ・情報共有
5	・個別面談の情報集約		・情報共有
6		・授業公開 ・人権LHR	・個別面談 ・いじめアンケート ・情報共有
7	・いじめアンケート集約、分析	・情報モラル講話 ・生指講話	・保護者会（夏休みの生活心得配布） ・情報共有
8		・いじめ防止のための校内研修	
9			・いじめアンケート ・情報共有
10	・いじめアンケート集約、分析		・情報共有
11	・個別面談の情報集約	・授業公開 ・生徒会によるいじめ防止運動 ・人権LHR	・いじめアンケート ・個別面談 ・情報共有
12	・いじめアンケート集約、分析	・生指講話 ・人権講演会	・保護者会 ・情報共有 ・冬休みの生活心得配布
1			・情報共有
2	・いじめアンケート集約、分析 ・いじめ防止対策取組評価	・人権LHR	・いじめアンケート ・情報共有
3	・学校いじめ防止基本方針の見直し	・次年度への申し送り	・情報共有 ・春休みの生活心得配布

(別紙3)

いじめ早期発見のための気づきリスト (学校用)

(本気づきリストの活用例)

- ・ 個別面談や長期休業明け、子どもの様子が気になった時に、担任等が子どもの変化を具体的に把握するために使用する。
- ・ 定期的に子どもの様子を確認し、記録として残すことで兆候を把握する。

対象生徒名：

記入日： 年 月 日 ()

子どもの様子

【学校生活】

- ☐ 遅刻や早退、欠席が増えた
- ☐ 体調不良を訴えて保健室に行くことが増えた
- ☐ 授業中に寝るなど集中していないことが増えたり、成績が下がったりした
- ☐ 忘れ物や失くし物が増えた
- ☐ 昼食を食べなかったり、残したりしている
- ☐ 部活動を休んだりやめたいと言ったり、進路変更したいと言ったりする

【友人関係】

- ☐ 一緒に過ごす友人が変わった
- ☐ 休み時間に1人で過ごすことが増えた
- ☐ 周囲の様子を気にするようになった

【本人の様子】

- ☐ 落ち込んだり、はしゃいだり、感情の起伏が激しくなった
- ☐ 何かと教職員に寄ってくるようになった
- ☐ 頻繁に持ち物が替わるようになった
- ☐ スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- ☐ 服が汚れていたり、理由のはっきりしないあざや擦り傷がある

【その他気になること】

例：過去に受けた友人からのイヤな言葉や行為を思い出し、心身の不調を訴えるようになった。など
()

子どもの様子が気になったら

1. 学校内で共有し、様々な立場の教職員が本人の様子を丁寧に観察する。
2. 本人の様子を保護者に伝え、家庭でも見守りを依頼して状況を共有する。
3. 本人との面談を行い、悩みや不安、いじめについて聞き取って確認する。
4. 本人との信頼関係保持に配慮しつつ、面談の様子について保護者と共有する。
5. 面談等でいじめの被害申告があったり、いじめの情報を得たりした場合には、原則として、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組む。

※本リストは「いじめ早期発見」のためのものですが、児童虐待や抑うつ状態の兆候とも重複する可能性がありますので留意願います。

いじめ早期発見のための気づきリスト（保護者用）

（本気づきリストの活用例）

- ・ 長期休業の終わり頃から新学期にかけて、日曜日から月曜日にかけてなど、休み明け前後に使用してお子さんの変化を把握する。
- ・ お子さんの様子が気になった時に、お子さんの変化を具体的に把握するために使用する。
※お子さんの様子で気になることがあれば、学校にご相談ください。

お子さんのお名前：

記入日： 年 月 日（ ）

子どもの様子

【朝：登校前】

- ☐ なかなか起きてこなかったり、体調不良を訴えて休みたがったりする
- ☐ 学期初めや休み明けに登校を嫌がったり、元気がなかったりする
- ☐ 食欲がなくなったり、会話がなくなったりしている

【夕方：下校後】

- ☐ 勉強しなくなったり、集中力がなくなったりしている
- ☐ 持ち物や自転車などが壊れたり、なくなったりする
- ☐ 必要以上にお金をほしがるようになった
- ☐ 親しい友人と遊んだり、連絡を取ったりしなくなった
- ☐ 服の汚れや体のあざや擦り傷があり、理由を言いたがらない

【夜：就寝前後】

- ☐ 学校や友人の話題を避けるようになった
- ☐ 部活動や学校をやめたいと言うようになった
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた
- ☐ ささいなことでイライラしたり、落ち着きがなくなった
- ☐ スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れない様子がある

【その他気になること】

例：過去に受けた友人からのイヤな言葉や行為を思い出し、心身の不調を訴えるようになった。など
（ ）

子どもの様子が気になったら

【学校への相談】

- ・ 学校（Tel：0599-55-1166）
（夜間緊急ダイヤル：0570-012-359）
- ・ 学校が実施するオンラインのいじめアンケート（アドレスや二次元コード掲載）

【三重県教育委員会の主な相談窓口】

- ・ 子どもSNS相談みえ（中高生対象・平日17:00~22:00）
- ・ ネットみえ〜（SNS上のいじめや不適切な書き込みの報告）
- ・ いじめ電話相談（Tel：059-226-3779 毎日24時間）



いじめ問題での子どもアドボケイトについて

いじめを含む子ども同士の関係性の問題においては、子ども自身がどのように感じ、どのように思ってきたのかということが極めて重要です。子どもの思いを理解することは、子ども自身が大切にされていることを実感し、他者を大切にする心を育むことにもなり、いじめの未然防止につながります。また、いじめ発生後の対応においても、被害を受けた子どもの思いや、加害行為に至った子どもの背景を理解することで、より適切な対応につなげられます。子どもアドボケイトは、子どもの意見表明を支援します。

1 子どもアドボケイトとは

アドボケイトとは、「代弁者」と訳されます。子どもが自分の気持ちを伝えられないときに、その子の気持ちを聞き、伝えたいことや伝える方法を一緒に考えてくれる人です。

2 子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約は、子どもは「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり「権利の主体」だという考えの条約です。子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」としてとされています。



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意見のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典元：日本ユニセフ協会

3 子どもアドボケイトが大切にしている6つのこと

(1) エンパワメント

あなたの心の力
子ども自身で解決できる
ことを支援

(2) 子ども主導

あなたが決める
子どもの意思を尊重する
支援

(3) 独立性

あなたが主役
子どものためだけを考
えて支援

(4) 守秘

秘密は守ります
子どもの同意なしに話
したことを誰にも話しません

(5) 平等

みんなを大切にします
すべての子どもはアドボ
ケイトの支援を受けられます

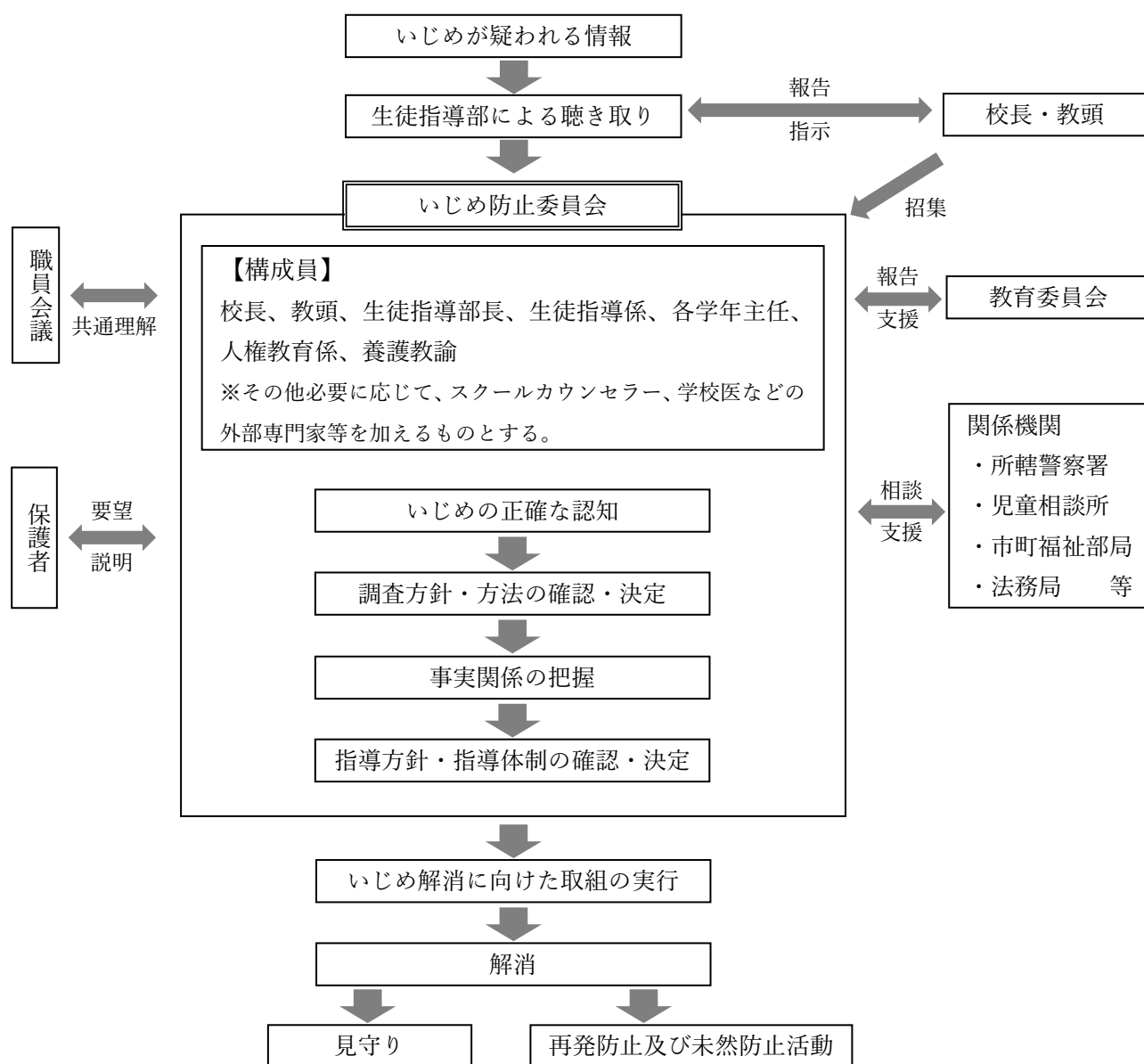
(6) 子どもが参加

子ども大人も一緒
子どもの参加を尊重

4 子どもアドボケイトが必要になったら

保護者や担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラーなど、身近な大人に子どもアドボケイトが必要であることを伝えてください。

(別紙5) いじめ発生時の組織的対応



【学校の対応】

- 被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- 被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。(必要に応じて子どもアドボケイトを活用する)
- 被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年又は全学年のアンケート調査を実施する。
- 被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- 保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- 犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談又は通報する。
- いじめ解消後も子どもの心にトラウマがあることを想定し、注意深く見守りを続ける。

「いじめの後遺症」について

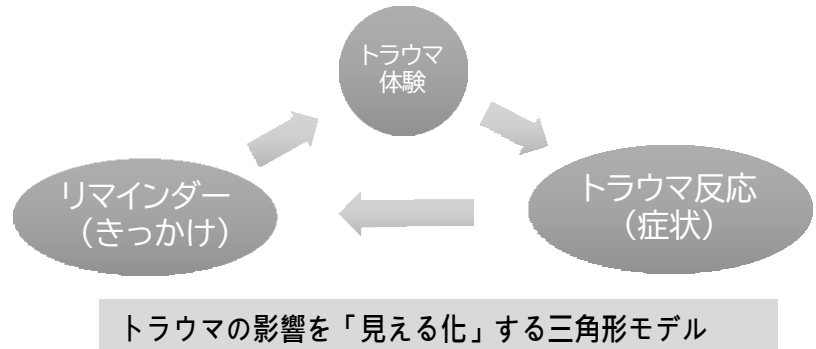
1 いじめは子どもの健全な成長・発達を阻害します ～ いじめもトラウマも見えにくく、関係性を分断する ～

- いじめを受けると心身に傷を負います。どれほどの傷になるのかは人それぞれ異なりますが、立ち直れないほどの傷になることもあります。
- いじめが長期化または過激化していけば、PTSD、うつ病、パニック症等の精神疾患を患い、不登校や自殺にまで追い込まれ、心身の成長・発達や将来への影響が懸念されるため、文部科学省では重大事態として捉えられています。
- いじめが解消すれば解決というわけではなく、**いじめられた子どもの心身に後遺症が残る**ことが懸念されています。
- いじめられた本人は、つらい気持ちを隠したり、思い出したくない、感じたくない（感情麻痺）、記憶を飛ばす（解離）場合もあります。
- 「何が起きているの?」という視点で理解することが大切になります。

2 いじめの後遺症

いじめ(トラウマ)の特徴

- ✓ ストレス耐性が脆弱になりやすい。
- ✓ トラウマは**3F**を引き起こしやすい。(Fight:闘争、Flight:逃避、Freeze:凍結)
トラウマ体験直後に危機的な状況への防衛反応として3Fが起こるのは正常な反応。
ただし、トラウマの影響を受けると、**危機ではないのに「安全」を感じられず、危機状態であるかのように反応**してしまう。



引用：野坂祐子 ト라우マインフォームドケア 日本評論社

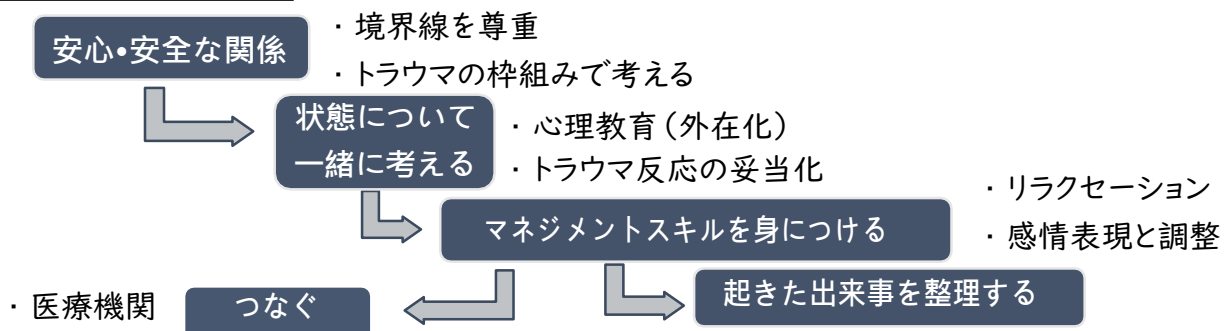
- ✓ トラウマによる非機能的認知。(安全感の喪失、あきらめ、無力感、恥、敵意、自責、不信等の出現)



その結果...

- ⇒ 自己肯定感・自尊心を著しく損ない、精神障害の誘因、自殺の直接又は間接の原因となりうる。
- ⇒ 癒されるまでの過程は長く、ことあるごとに疼き、**その時々**の刺激や対人関係の中で痛みが再燃。
- ⇒ 一定期間置いても、精神的苦痛を伴う**フラッシュバック**が生じる。

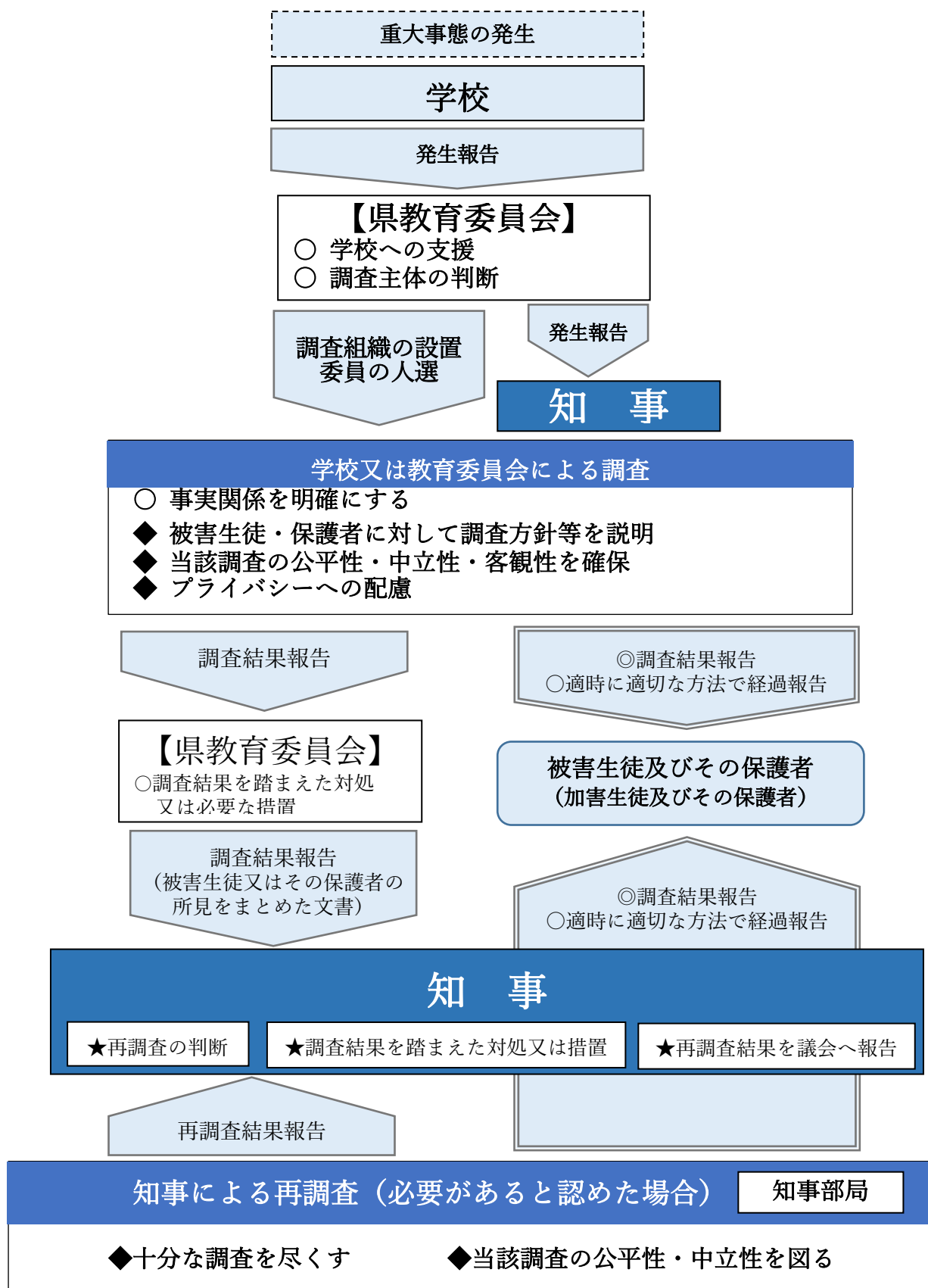
適切に対応するためには



引用：野坂祐子 ト라우マインフォームドケア 日本評論社

(別紙7)

重大事態発生時の報告・調査



※令和5年度から、発生時・調査開始・終了時に県教委から文科省へ報告することが義務化されている。